

地域密着型サービス事業所管理者 様  
介護予防・日常生活支援総合事業  
サービス事業所管理者 様

墨田区福祉保健部  
介護保険課長 岩下 弘之

令和 3 年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の  
提出について（通知）

日頃より、本区の介護保険事業に対し、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下、「処遇改善加算等」という。）  
について算定するにあたっては、年度ごとに計画書等を提出していただく必要があります。

計画書につきましては、例年ですと 2 月末日に届出をいただいておりますが、令和 3 年度  
につきましては、厚生労働省より提出期限が延長されることが通知されました。

このことに伴い、計画書の提出期限を令和 3 年 4 月 15 日（木曜日）までとさせていただきます。

なお、令和 3 年 4 月から新規に加算を算定したい事業所や、加算区分に変更がある事業所  
がある場合は、計画書に加え体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表（以下、「加算届」  
という。）が別途必要となります。加算届につきましては、令和 3 年 4 月 12 日（月曜日）ま  
でとさせていただきます。計画書と提出期限が異なりますので、ご注意ください。

つきましては、下記のとおり書類の提出をご案内いたします。

記

1 対象事業所

- ( 1 ) 地域密着型サービス事業所【全ての事業所】
- ( 2 ) 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所  
【訪問型サービス事業所（ A 2 ） 通所型サービス事業所（ A 6 ）】

2 提出書類

【令和 3 年度・更新対象事業所（加算区分に変更がない場合）】

- ( 1 ) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【様式 2 - 1 】
- ( 2 ) 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【様式 2 - 2 】
- ( 3 ) 介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【様式 2 - 3 】

その他提出が必要な場合  
特別な事情に係る届出書

【別紙様式 4 】

**【更新対象事業所（加算区分に変更がある場合）・新規申請事業所】**

- (1)【令和3年度・更新対象事業所（加算区分に変更がない場合）】の(1)～(3)
- (2)介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）  
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書  
**【所定の様式】**
- (3)介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）  
介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表  
**【所定の様式】**
- 地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所ごとに各該当様式をご提出してください。

**3 書類提出先**

(1) 地域密着型サービス事業

墨田区指定（みなし指定）の地域密着型サービス事業者は、墨田区へ提出してください。

なお、区内事業所で墨田区以外の指定権者から指定（みなし指定）を受けている場合は、当該区市町村への提出が必要です。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

墨田区指定の介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者は、墨田区へ提出してください。

なお、区内事業所で墨田区以外の指定権者から指定を受けている場合は、当該区市町村への提出が必要です。

**4 提出書類の様式**

墨田区ホームページ、墨田区ケア倶楽部(区内事業者用 Web サイト)に掲載しています。

**5 提出方法及び提出期限**

**提出は郵送に限ります。**

**【加算届】令和3年4月12日（月曜日）必着**

**【計画書】令和3年4月15日（木曜日）必着**

**6 問合せ及び提出先**

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区福祉保健部 介護保険課給付・事業者担当  
電話：03-5608-6544  
Fax：03-5608-6938

封筒に「処遇改善加算関係書類」と朱書きし、郵送にてご提出ください。